

平成27年5月11日
(照会先)
法務・コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 埜田 裕一
参事役 梅田 整
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

平成27年5月8日付で下記職員の制裁を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

南関東ブロック本部管理部付 40代 男性

(行為時: 藤沢年金事務所、横浜中年金事務所、神奈川事務センター 一般職)

2. 制裁内容

諭旨解雇

3. 制裁理由の概要

被処分者は、年金請求書等の処理を長期間にわたり遅延させるとともに、その事実を隠し、遅延の発覚を遅らせた。

以上